第３章

施策の内容

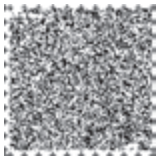

第３章　施策の内容

基本目標１　「こども・若者の権利を保障する」

■施策の方向性

（１）こども・若者の権利を大切にする取組の推進

こども・若者を個人として尊重し、その権利を保障し、今とこれからの最善の利益を図るためにも、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会で後押しすることが大切です。こども・若者の当事者から意見を聴きながら施策を進めるとともに、周りの大人も、そのことを認識して取り組むよう、啓発に努めます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
「こどもの権利」に関する周知啓発	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、当事者であるこども自身のみならず、周りの大人も含めて、広く周知啓発する。パネル展や人権作品の取組、各中学校区における人権のまちづくりの取組などにより、こどもの人権について考え、人権を尊重する行動につなげる機会を提供する。	子ども政策課 人権啓発センター 学校教育課
子どもの権利等啓発事業	こどもが権利を学び、自ら相談する力の育成を図ることを目的に、小学校や保育所でこどもワークショップを実施する。また、ＳＯＳを受け止める教職員及び保育士並びに保護者等に対して研修を実施することで、こどもの権利意識の向上と児童虐待の未然防止・重篤化防止を図る。	家庭子ども相談課
子どものＳＯＳの出し方教育	市立中高等学校の生徒に対して、自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にＳＯＳが出せるようになるためにＳＯＳの出し方教育を実施する。市立中高等学校の教職員に対して、自殺対策の意識を高め、生徒から出されたＳＯＳを受け止め、適切な支援につなげられるようになるための研修を実施する。	保健所保健予防課

（２）こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保

こども・若者が意見表明や社会参画することは、自己肯定感や自己有用感、主体性を高めることにつながります。行政にとっては、当事者のニーズを的確に捉えることになり、施策の実効性を高めることにもなります。こども・若者とともに社会をつくるという認識のもと、安心して意見を述べることができる場や社会づくりに参画できる機会を確保していきます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども・若者を対象としたワークショップ	こども・若者の意見をこども計画や施策に反映させるため、ワークショップを実施する。実施にあたっては、わかりやすく工夫するとともに、フィードバックを行う。	子ども政策課
こども・若者の意見表明の機会づくり	当事者であるこども・若者自身が、広く意見を表明することができるよう、様々な媒体や方法を活用して実施する。	子ども政策課等
こども・若者の社会参画の推進	こども・若者が関わる施策について、こども・若者が、会議の委員等になり、意思決定のプロセスに参画できるよう検討を進める。	子ども政策課等

基本目標２　「全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できる」

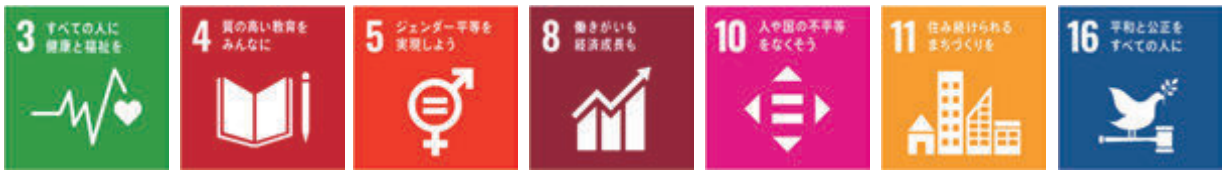

■施策の方向性

（１）こどもの成長を支える環境の整備

こどもが安全・安心を確保された場で、様々な体験の機会を得ながら、自己肯定感を高めることができる環境を整えるとともに、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支援していきます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供する。また、施設及び支援員の確保の取組を進め、全校区での高学年児童の受入や途中入所ができる体制を整備する。	子ども政策課
「こどもの権利」に関する周知啓発（再掲）	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、当事者であるこども自身のみならず、周りの大人も含めて、広く周知啓発する。パネル展や人権作品の取組、各中学校区における人権のまちづくりの取組などにより、こどもの人権について考え、人権を尊重する行動につなげる機会を提供する。	子ども政策課 人権啓発センター 学校教育課
こどもが相談できる窓口等	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18 歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。	こども子育て サポートセンター
思春期保健対策事業	思春期の児童生徒に対して、性に関する正しい知識の習得や適切な行動変容を促すため、関係機関と連携を図り、出前講座の質の維持・向上に努め、教育機関での実施拡大を図る。	こども子育て サポートセンター

取組名称	取組の内容	担当課
子どものＳＯＳの出し方教育（再掲）	市立中高等学校の生徒に対して、自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にＳＯＳが出せるようになるためにＳＯＳの出し方教育を実施する。市立中高等学校の教職員に対して、自殺対策の意識を高め、生徒から出されたＳＯＳを受け止め、適切な支援につなげられるようになるための研修を実施する。	保健所保健予防課
子どもの文化芸術体験機会創出	こどもの豊かな感性や創造性を育むため、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、早い時期から、こどもが本物の文化芸術に触れ、創造的体験ができるように、芸術家や地域の文化芸術団体等と連携しながら、機会や場の提供に取り組んでいく。	文化振興課 久留米シティプラザ事業制作課 田主丸総合支所文化スポーツ課 城島総合支所文化スポーツ課
体験活動推進事業	こどもの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさや友情の深まりなどを体験する場を創出し、こどもの自主性・協調性・創造性を育む。	生涯学習推進課

（２）若者の社会的自立を支える取組の推進

若者が専門性や職業性を身に付け、夢や希望を持って自己の可能性を伸展させながら、就職や進学などのライフイベントの選択を行うことができ、その決定が尊重されるように様々な取組を進めるとともに、悩みや不安を抱える若者に対する相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こどもが相談できる窓口等（再掲）	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18 歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。	こども子育てサポートセンター
プレコンセプションケア	若者が、将来、妊娠を希望する場合に、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やすことができるよう、出前講座やホームページを通して、プレコンセプションケアの周知啓発を図る。	こども子育てサポートセンター
若者相談支援事業	概ね中学校卒業後から 39 歳までの悩みや不安を抱える若者に対し、支援機関・団体などと連携して相談支援を行う。若者の居場所づくりと連携し、居場所に集う若者の悩みを相談へ繋げる仕組みづくりに取り組む。	青少年育成課
市民活動・絆づくり推進事業費補助金（学生・若者活動活性化事業枠）	市民活動を支援する補助制度のなかで、採択要件を緩和した学生または若者向けの特別枠を設定し、学生・若者が主体となった市民活動を支援する。	協働推進課
若者の犯罪加担防止を図る啓発事業	若い世代がＳＮＳ等を悪用した犯罪に手を染めたり、犯罪に巻き込まれたりしないよう市内の教育機関等と連携し、若者の犯罪加担防止のための啓発を行う。	安全安心推進課
デートＤＶ防止啓発講座	恋人・元恋人といった親しい関係の中で起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力(デートＤＶ)に関する理解と認識を深め、暴力の防止、被害時の早期相談の促進のための啓発を行う。	男女平等推進センター
次世代男女共同参画促進事業	大学生や専門学校生を対象に、将来の「仕事」と「家庭」の在り方を考える講座を行い、自身のライフプランを立てると同時に若い世代のキャリア形成を支援する。	男女平等推進センター

（３）こども・若者の居場所づくりの推進

こども・若者が将来にわたって幸せな状態で成長するためには、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。こども・若者の主体性を大切にしながら、地域でのこども・若者の居場所づくりなどに取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども食堂事業	食事の提供だけでなく、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所として実施されるこども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用の補助を行う。様々なこどもたちが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図る。	子ども政策課
学童保育事業（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供する。また、施設及び支援員の確保の取組を進め、全校区での高学年児童の受入や途中入所ができる体制を整備する。	子ども政策課
こどもの居場所づくり	こども食堂以外にも、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所が必要であることから、様々な形態・手法による居場所づくりの検討を進める。	子ども政策課等
若者の居場所づくり	若者の居場所の実態やニーズ等の把握、運営の担い手の発掘・養成を行うとともに、同じような悩みや困難を抱える若者同士の交流の場づくりや仲間づくりのサポートを行う。	青少年育成課

（４）出会い・結婚支援の推進

若い世代がライフイベントの重なる時期において、社会の中で自らを活かす場をもつことができ、将来の見通しを持てるようにすることは重要です。多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代の視点に立って、自らの主体的な選択により、結婚したいと望んだ時に実現できるよう、出会いの機会の創出や経済的な支援などを行います。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
結婚新生活支援補助金	少子化対策の一環として、新生活にかかる住居賃貸（取得）費等の一部を補助することで、結婚にかかる経済的負担を軽減する。	子ども政策課
魅力アップセミナー・出会いイベント	少子化対策の一環として、結婚を希望する若者を対象に、個人の魅力を高める方法等を学ぶセミナー、そこで学んだ内容の実践の場として出会いイベントを開催する。	子ども政策課
プレコンセプションケア（再掲）	若者が、将来、妊娠を希望する場合に、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やすことができるよう、出前講座やホームページを通して、プレコンセプションケアの周知啓発を図る。	こども子育てサポートセンター

基本目標３　「安心して生み育てられる」

■施策の方向性

（１）　妊娠・出産に対する支援

こどもの成長やその後の子育てにも影響を及ぼす妊娠・出産期の支援として、「こども子育てサポートセンター」を中心に、専門的な相談体制の充実や、医療機関等との連携による産前・産後の支援サービスの提供を行います。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
思春期保健対策事業（再掲）	思春期の児童生徒に対して、性に関する正しい知識の習得や適切な行動変容を促すため、関係機関と連携を図り、出前講座の質の維持・向上に努め、教育機関での拡大を図る。	こども子育てサポートセンター
予期しない妊娠への相談支援（妊娠ほっとライン）	保健師等の専門職が、予期しない妊娠などの相談に対して、専用電話やメールでの相談支援を行うことにより、相談者の孤立を防ぐとともに、孤立出産や生後０日死亡等の母子の生命と健康の危機を回避する。	こども子育てサポートセンター
不育症検査費・治療費助成事業	不育症に悩む方を支援するために、検査費用・治療費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。また、企業等の機関に対して、正しい知識の普及や治療を受ける方への理解を促進する。	こども子育てサポートセンター
母子（親子）健康手帳交付時の保健指導の実施	妊娠届出時に妊婦の問題の早期把握や早期支援を行うための面談を行い、必要に応じて各種事業の紹介や個別支援等を実施していく。	こども子育てサポートセンター
妊婦健康診査事業	安全・安心な妊娠・出産のため妊婦健診を行い、県等と連携しながら、必要時、妊婦健診内容の拡充を図る。	こども子育てサポートセンター
妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て伴走型相談支援事業）	全ての妊産婦等へ様々な機会を捉え伴走型相談支援を行っていく。また、妊婦のための支援給付と一体的に実施することで、安心してこどもを生み、育てることのできる環境づくりを目指す。	こども子育てサポートセンター
マタニティ交流会	妊娠期・産後の孤立を防ぐため妊婦同士の交流会を実施する。また地域の子育て支援施設にて実施することで、産後の利用につながるための機会としていく。	こども子育てサポートセンター

取組名称	取組の内容	担当課
妊娠期・出産後の健康教育・相談	マタニティ教室や出産後の子育て等の相談会を実施することで妊娠期から子育て期までの不安の解消等を図る。	こども子育てサポートセンター
新生児及び妊産婦訪問指導事業	保健師等が新生児及び妊産婦の家庭を全戸訪問し、安心して出産・育児ができるよう支援を行っていく。	こども子育てサポートセンター
新生児聴覚検査	先天性難聴の早期発見、早期支援のため、新生児聴覚検査費用の助成を行い、必要時、適切な機関へつなぐ等、早期支援に努める。	こども子育てサポートセンター
産後ケア事業	産後ケアの情報が適切に産婦に届くよう周知を行うとともに、医療機関、助産所等の関係機関と連携しながら、利用促進を図る。	こども子育てサポートセンター
産婦健康診査事業	母親の心身の健康状態やこどもの発育状況を確認する産婦健康診査の受診費用を助成し、産後うつ等の早期発見、早期支援に努める。	こども子育てサポートセンター
エンゼル支援訪問事業	産前・産後の間もない時期の育児に関する不安や負担感を緩和し、困難を抱える子育て家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児・家事の援助、困難を抱える子育て家庭への保育士・保健師による専門的訪問支援を行う。	こども子育てサポートセンター
乳幼児健康診査事業	乳幼児健診（４か月児、10 か月児、１歳６か月児、３歳児）の実施及び受診率を維持し、疾病等の早期発見、保護者等の早期支援を行い、必要時、適切な指導や関係機関へつなぎ、乳幼児の健全な育成を図る。	こども子育てサポートセンター
女性の健康相談	女性が自身の健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、相談会を開催するとともに、利用したい女性に適切に情報が届くよう周知啓発を行う。	こども子育てサポートセンター

（２）切れ目のない子育て支援サービスの充実

子育て家庭の状況やこどもの成長や発達の段階等に応じ、切れ目のない総合的な支援に取り組むとともに、身近なところで相談しやすい体制づくりを推進します。こうした取組を通じて子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力の向上を図ります。また、子育てへの負担軽減の観点から、学童保育や病児保育など様々な保育サービスの充実を図ります。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
病児保育事業	こどもが病気のため家庭での保育が困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる病児保育について、安定した運営及び利用者の利便性の向上を図る。	子ども政策課
学童保育事業（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供する。また、施設及び支援員の確保の取組を進め、全校区での高学年児童の受入や途中入所ができる体制を整備する。	子ども政策課
一時預かり事業	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設でこどもを一時的に預かる。	子ども保育課
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ、出張、冠婚葬祭等により一時的に家庭での養育が困難となった児童等を児童福祉施設や里親宅で一定期間、養育・保護する。	家庭子ども相談課
家事・育児訪問支援事業	子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。	こども子育てサポートセンター 家庭子ども相談課
子育て世代包括支援事業	若い世代の希望をかなえ、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを促進するため、子育て家庭に寄り添った切れ目ない子育て支援に取り組む。	こども子育てサポートセンター
地域子育て支援拠点事業	子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大等に対応するため、住民に身近な子育て支援施設の拠点として、子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センター、久留米大学つどいの広場において、子育て中の保護者やこどもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。	こども子育てサポートセンター

取組名称	取組の内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	地域の多様な子育てニーズに対応するため、乳幼児や小学生の預かり、保育施設等への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人と行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。	こども子育てサポートセンター
離乳食教室	口腔機能や食習慣を習得するため離乳食教室を実施し、離乳食に関する悩みを早期に軽減、解決できるよう支援する。	こども子育てサポートセンター
放課後等デイサービス	放課後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。必要なサービス量の把握に努め、適正な資源を確保する。	障害者福祉課
障害児放課後対策事業	障害のある児童生徒を対象に、特別支援学校において放課後等に活動する場を確保し、社会に適応する日常的訓練を行う。	障害者福祉課
小児救急医療事業	久留米広域市町村圏事務組合が設置する久留米広域小児救急センターの運営費等の一部を負担するもの。事業主体である久留米広域市町村圏事務組合と連携し、準夜帯におけるこどもの初期救急医療体制の維持に取り組むとともに、「子ども医療電話相談事業（＃8000）」などの周知にも努めていく。	保健所総務医薬課
ブックスタート事業	赤ちゃんとその保護者を対象に、こどもへの語りかけの大切さを伝えるとともに、絵本のプレゼントや読み聞かせなどを行い、絵本の楽しさを知るきっかけづくりを行う。	中央図書館

（３）幼児教育・保育サービスの充実

少子化や共働き家庭の増加などの社会環境の変化を踏まえ、幼児教育・保育のニーズに対応したサービスの提供に努めます。また、質の高い幼児教育・保育の取組を進めるとともに、障害の有無に関わらずこども達が成長できる環境の整備を進めます。

さらには、様々な保護者の就労形態に対応した多様な保育サービスに引き続き取り組みながら、こども誰でも通園などの新たな保育サービスにも取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
保育環境の改善	保育所や認定こども園の増改築等に対し、その経費の一部を助成するなど、保育環境の維持・向上を図る。	子ども保育課
保育人材の確保	保育士等の処遇改善や、保育士・保育所支援センターによる無料職業紹介などに取り組むことで、市内保育施設で勤務する保育士の確保に努める。	子ども保育課
多様なニーズに対応した保育の実施	延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、こども誰でも通園制度など、保護者の多様なニーズに応じた保育を実施する。	子ども保育課
障害児保育の推進	保育所等において、障害児等の特別な支援が必要なこどもの受入を推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要なこどもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。	子ども保育課
保育の質の向上	教育・保育施設の職員を対象に、安全管理、虐待防止や特別支援等についての研修を実施し、職員の専門性を高め、保育の質の向上を図る。	子ども保育課
幼保小連携の推進	就学後の環境の変化に対する戸惑いを軽減し、幼児が幼稚園・保育所等で学んできたものを十分に発揮し、小学生としての更なる成長を果たすことができるよう、幼保から小学校への円滑な移行のあり方を構築していく。	幼児教育研究所
児童発達支援事業	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。必要なサービス量の把握に努め、適正な資源を確保する。	障害者福祉課

（４）子育てに関わる経済的負担の軽減

児童手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、教育や保育にかかる費用の無償化や援助、各種貸付制度等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
学童保育所利用料の減免	生活保護受給世帯、就学援助認定世帯など要件を満たす場合に学童保育所の利用料を減額する。	子ども政策課
保育料等負担の軽減	０歳～２歳の保育料について、平均 35%の保育料軽減を実施するなど、保護者負担の軽減を継続して実施する。また、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者が支払うべき副食の提供に係る費用の一部を給付する。	子ども保育課
児童手当の支給	18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。	家庭子ども相談課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで（障害児は 20 歳未満）にある児童を養育している保護者に手当を支給する。	家庭子ども相談課
特別児童扶養手当の支給	精神または身体が障害の状態にある 20 歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。	家庭子ども相談課
妊婦支援給付金の支給	妊婦に対し、妊娠及び胎児の数に応じて給付金を支給する。	家庭子ども相談課
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施	就労支援や育児負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成を行う。	こども子育てサポートセンター
未熟児養育医療給付費の助成	入院を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。	こども子育てサポートセンター

取組名称	取組の内容	担当課
育成医療給付費の助成	身体に障害を有する児童又は現存する疾患を放置することで将来障害を残すと認められる児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。	こども子育てサポートセンター
子ども医療費の助成	中学校３年生までのこどもを養育する保護者に対して、医療費の一部を助成する。	医療・年金課
重度障害児（者）医療費の助成	小学生以上の障害児又はその保護者に対して、医療費の一部を助成する。	医療・年金課
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の重度の在宅障害児に対し、手当を支給する。	障害者福祉課
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等に対し、医療費の一部を助成する。	保健所健康推進課
久留米市奨学金	経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な生徒の保護者に久留米市奨学金を給付する。	学校教育課
フリースクール利用助成	フリースクール等の利用開始に要する費用を定額補助することにより、保護者負担の軽減を図る。	学校教育課
就学援助	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。	学校保健課

基本目標４　「こどもの健やかな育ちを守る」

■施策の方向性

（１）きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭や障害、慢性疾患のあるこどもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭など、きめ細かな配慮を必要とする家庭に対し、関係機関・団体、地域と連携・協力し支援に取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
障害児保育の推進（再掲）	保育所等において、障害児等の特別な支援が必要なこどもの受入を推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要なこどもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。	子ども保育課
ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭等の保護者及び寡婦・離婚を考えている方に対し、就業相談や講習会、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、自立を支援する。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の保護者が、就職に有利な資格を取得するために６ケ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中と修了後に給付金を支給する。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者が、就労に役立つ資格を取得するために指定された教育訓練講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給する。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の保護者又はその子の、より良い条件での就業や転職を支援するため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の一部を支給する。	家庭子ども相談課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の生活の安定と、そのこどもの福祉増進を図るため、12 種類の資金を貸し付け、一定期間後に償還してもらう。	家庭子ども相談課
母子生活支援事業	支援が必要な母子等のための住居や一時保護先を確保し、訪問等により自立に向けた支援を行う。	家庭子ども相談課

取組名称	取組の内容	担当課
ひとり親家庭日常生活支援の実施	日常生活を営むのに大きな支障が生じている又は一時的に生活援助が必要なひとり親家庭の生活安定を図るため、家庭生活支援員を派遣し、家事援助を行う。	家庭子ども相談課
多胎育児の産前産後サポート	多胎妊産婦や多胎児育児の保護者に対して、保健師と多胎児育児経験者が共に訪問等の支援を行い、身体的、精神的負担軽減を図るとともに、地域の中で仲間同士の支え合いを推進し、孤立を防ぐ。	こども子育てサポートセンター
外国人の相談支援	外国人の妊婦や保護者に対し、必要時外国語版の母子健康手帳の配布や、やさしい日本語での案内、多言語映像通訳機の利用等にて相談支援を行っていく。	こども子育てサポートセンター
子どもの発達に関する相談	専門職による発達の診査、訓練指導を行うことにより、適切な療育に繋げ、こどもが自立して生活を送れるよう支援をする。	こども子育てサポートセンター
子ども発達支援事業	発達に遅れや偏りのある就学前のこどもに対して、その発達特性を専門的な相談により評価し、その評価をもとに相談の継続または一人ひとりに応じた療育と保護者支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図る。	幼児教育研究所
ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。	医療・年金課
短期入所等の障害福祉サービス	日常生活の支援や介助、障害者を介助する家族の負担緩和や軽減のための支援を行い、障害者の地域での自立生活を支えるために必要なサービスの充実を図る。	障害者福祉課
医療的ケア児支援事業	医療的ケアが必要な障害児及びその家族に対して、相談支援体制を構築するとともに、関係機関と連携しながら短期入所や在宅レスパイト事業等を行う。	障害者福祉課

取組名称	取組の内容	担当課
障害児療育支援事業	在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、圏域の療育機能との重層的な連携を図る。	障害者福祉課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（療養生活支援事業）	日常的に医療的ケアを必要とする在宅療養中の小児慢性特定疾病児童等を一時的に医療機関に入院させることで、介護を行うご家族等にレスパイトケアを提供し、在宅療養を継続できるよう支援を行う。	保健所健康推進課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相談支援事業等）	小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整やピアカウンセリングなどの事業を行う。対象者のニーズに応じた自立支援の取組みを実施する。	保健所健康推進課
小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、在宅における日常生活の向上を図る。	保健所健康推進課
小児・ＡＹＡ世代のがん患者の在宅療養の支援	末期がんと診断された小児を含む 40 歳未満のがん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅介護サービスにかかる利用料の一部を助成することで患者及び家族の負担軽減を図り、在宅の療養生活を支援する。	保健所健康推進課

（２）こどもの貧困対策の推進

生まれ育った環境に関係なく、こども達が社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、関係機関・団体、地域で連携・協力して、生活や教育、保護者の就労などの支援に取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども食堂事業（再掲）	食事の提供だけでなく、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所として実施されるこども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用の補助を行う。様々なこどもが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図る。	子ども政策課
子ども支援ガイドブックの作成・配布	こどもの支援に関する情報を掲載したガイドブックを作成・配布し、こどもの育ちや学び、家庭に関わる支援者が、必要な情報を把握し制度・相談機関へつなぐなど具体的な支援に活用する。	子ども政策課
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の小中学生を対象に、放課後から夜間の居場所の設置又は家庭訪問により、学習や生活支援、食事の提供を行う。	家庭子ども相談課
養育費確保支援事業	養育費に関する公正証書等作成費用や養育費保証契約の保証料について補助を行うとともに、養育費の知識と理解を深めるために市民向けのセミナー等を行う。	家庭子ども相談課
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小学５年生から高校生世代までのこどもを対象に、家庭訪問による「アウトリーチ型」と塾形式による「社会的居場所型」の手法により、学習支援及び生活支援を行う。高校生世代までの継続した支援を行うことによって、将来の経済的・社会的自立を目指し、貧困の連鎖を防止する。	生活支援第２課
住居確保給付金支援事業	一定期間の家賃支援や低廉家賃住宅への転居初期費用を支援することで住居を確保し、生活基盤を整えることで、安心して就職活動ができる環境並びに家庭生活や家庭環境の安定を図る。	生活支援第２課
子どもの文化芸術体験機会創出（再掲）	こどもの豊かな感性や創造性を育むため、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、早い時期から、こどもが本物の文化芸術に触れ、創造的体験ができるように、芸術家や地域の文化芸術団体等と連携しながら、機会や場の提供に取り組んでいく。	文化振興課 久留米シティプラザ事業制作課 田主丸総合支所文化スポーツ課 城島総合支所文化スポーツ課

取組名称	取組の内容	担当課
体験活動推進事業（再掲）	こどもの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさや友情の深まりなどを体験する場を創出し、こどもの自主性・協調性・創造性を育む。	生涯学習推進課
青少年学校外活動支援事業（チャレンジ子ども土曜塾）	土曜日等に、こどもの社会体験、生活体験、自然体験等様々な事業を実施する、校区コミュニティ組織や社会教育団体等が構成する地域の運営委員会への補助金交付、及び職員が助言等により活動支援をする。	生涯学習推進課
スクールソーシャルワーカー活用事業	各関係機関・団体・地域と連携を図りながら、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境への働きかけを効果的に行うことができるようスクールソーシャルワーカーの配置を行う。	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業	児童生徒、保護者へのカウンセリングや学校への助言等、児童生徒の様々な困りごとの解消に向けて、各学校にスクールカウンセラーの配置を行う。	学校教育課

（３）児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会の取組を中心に、地域や関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。また、子育ての困りごとに関する相談体制の強化などにより児童虐待の予防的な取組を推進します。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこどもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するとともに、広報・啓発活動を通して市民・関係機関の意識の向上を図る。	家庭子ども相談課
支援対象児童等見守り強化事業	民間団体が、児童の居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じてこどもの見守り体制の強化を図る。	家庭子ども相談課
赤ちゃんふれあい体験事業	各地域で行われている子育てサロンを中学校への出前形式で開催し、中学生と子育て中の親子、地域の支援者との交流体験を実施する。	家庭子ども相談課
子どもの権利等啓発事業（再掲）	こどもが権利を学び、自ら相談する力の育成を図ることを目的に、小学校や保育所でこどもワークショップを実施する。また、ＳＯＳを受け止める教職員及び保育士並びに保護者等に対して研修を実施することで、こどもの権利意識の向上と児童虐待の未然防止・重篤化防止を図る。	家庭子ども相談課
家事・育児訪問支援事業（再掲）	子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。	こども子育てサポートセンター 家庭子ども相談課
エンゼル支援訪問事業（再掲）	産前・産後の間もない時期の育児に関する不安や負担感を緩和し、困難を抱える子育て家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児・家事の援助、困難を抱える子育て家庭への保育士・保健師による専門的訪問支援を行う。	こども子育てサポートセンター

（4）困りごとを抱えるこどもへの支援

ヤングケアラーなどの悩みや困りごとを抱えるこどもの相談対応において、関係機関・団体、地域と連携・協力し、こども・若者など当事者の声を聴き、当事者の視点に立ち、取り巻く環境の改善に向けた支援を行い、解決に向けた取組を推進します。また、関係機関・団体、地域と連携・協力し、非行の未然防止や健全育成のための取組を実施していきます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こどもが相談できる窓口等（再掲）	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。	こども子育てサポートセンター
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに対する支援を充実させるため、福祉、医療、教育などの関係機関が連携して、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる。	こども子育てサポートセンター
非行を生まない社会づくり事業	家庭、地域及び関係団体等が連携し、地域全体でこどもを見守り育てることで、こどもが安全に安心して生活できるまちづくりを推進する。	青少年育成課
若者相談支援事業（再掲）	概ね中学校卒業後から39歳までの悩みや不安を抱える若者に対し、支援機関・団体などと連携して相談支援を行う。若者の居場所づくりと連携し、居場所に集う若者の悩みを相談へ繋げる仕組みづくりに取り組む。	青少年育成課
多機関協働による支援（多機関協働事業）	複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう、包括的な支援体制の構築を進める。重層的支援会議等を通じて、支援関係機関の連携強化や地域住民、市民活動団体等のインフォーマルな取組みとの協働を促進する。	地域福祉課
子どものＳＯＳの出し方教育（再掲）	市立中高等学校の生徒に対して、自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にＳＯＳが出せるようになるためにＳＯＳの出し方教育を実施する。市立中高等学校の教職員に対して、自殺対策の意識を高め、生徒から出されたＳＯＳを受け止め、適切な支援につなげられるようになるための研修を実施する。	保健所保健予防課
若者向け研修会	高等学校入学、卒業後の若者に対し、自己肯定感の向上を図り、自殺の危機因子を減らすための対処法を身につけるゲートキーパー研修を実施する。	保健所保健予防課

取組名称	取組の内容	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	各関係機関・団体・地域と連携を図りながら、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境への働きかけを効果的に行うことができるようスクールソーシャルワーカーの配置を行う。	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業（再掲）	児童生徒、保護者へのカウンセリングや学校への助言等、児童生徒の様々な困りごとの解消に向けて、各学校にスクールカウンセラーの配置を行う。	学校教育課
不登校に関する総合的な支援	不登校児童生徒の将来に向けた社会的自立を目指し、「居場所づくり」「学習支援」「相談体制」の３つの柱に沿って、こども一人ひとりの状況やステージに応じた支援を行う。	学校教育課
日本語支援サポート事業	日本語の理解が困難な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、一人ひとりの状況に応じた日本語理解やコミュニケーションを行うための支援を行う。	学校教育課

基本目標５　「こども・若者・子育てを支え合う」

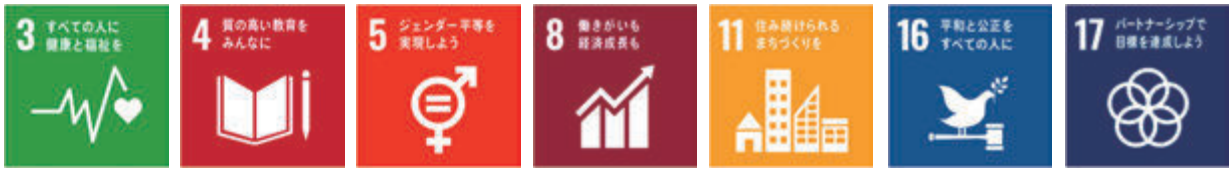

■施策の方向性

（１）地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進

地域でのこども・若者・子育てを支え合う活動の担い手を育成しながら、活動の促進を図るとともに、地域コミュニティ組織や市民活動団体、事業者など地域の多様な主体と協働した取組を進めます。また、様々な地域資源とこども・若者や子育て家庭をつなぎ、地域とのつながりの中で子育てなどができる環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
地域での子ども・子育て支援活動の促進	地域で子ども・子育て支援活動に取り組む団体等のネットワーク化を図るとともに、子ども・子育てに関する市の事業との連携を強化し、協働による支え合いの取組を進める。	こども子育てサポートセンター
すくすく子育て 21 事業	地域における子育て支援機能を充実・強化するために、小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。	こども子育てサポートセンター
校区青少年育成協議会活動の支援	校区内における青少年の健全育成事業に取り組んでいる「校区青少年育成協議会」に、財政的な支援や活動助言等の支援を行う。	青少年育成課
市民活動・絆づくり推進事業費補助金	市民の様々な困りごとの解消に取り組む市民活動への財政的な支援を行うことで、市民活動を活性化する。	協働推進課

（２）地域での交流の場や居場所づくりの推進

こども、若者や子育て中の保護者などが交流できる場の提供や、当事者間の交流・相互扶助を促す取組を推進します。また、地域コミュニティ組織や市民活動団体などとの協働や住民同士の支え合いにより、地域におけるこども・若者や子育て家庭の居場所づくりなどに取り組み、こども・若者や子育て家庭の孤立化を防ぎます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども食堂事業（再掲）	食事の提供だけでなく、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所として実施されるこども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用の補助を行う。様々なこどもが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図る。	子ども政策課
こどもの居場所づくり（再掲）	こども食堂以外にも、こども達が安全・安心に過ごすことができる居場所が必要であることから、様々な形態・手法による居場所づくりの検討を進める。	子ども政策課等
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業（再掲）	ひとり親家庭等の小中学生を対象に、放課後から夜間の居場所の設置又は家庭訪問により、学習や生活支援、食事の提供を行う。	家庭子ども相談課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大等に対応するため、住民に身近な子育て支援施設の拠点として、子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センター、久留米大学つどいの広場において、子育て中の保護者やこどもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。	こども子育てサポートセンター
すくすく子育て21事業(再掲)	地域における子育て支援機能を充実・強化するために、小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。	こども子育てサポートセンター
マタニティ交流会（再掲）	妊娠期・産後の孤立を防ぐため妊婦同士の交流会を実施する。また地域の子育て支援施設にて実施することで、産後の利用につながるための機会としていく。	こども子育てサポートセンター
若者の居場所づくり（再掲）	若者の居場所の実態やニーズ等の把握、運営の担い手の発掘・養成を行うとともに、同じような悩みや困難を抱える若者同士の交流の場づくりや仲間づくりのサポートを行う。	青少年育成課

取組名称	取組の内容	担当課
青少年学校外活動支援事業（チャレンジ子ども土曜塾）（再掲）	土曜日等に、こどもの社会体験、生活体験、自然体験等様々な事業を実施する、校区コミュニティ組織や社会教育団体等が構成する地域の運営委員会への補助金交付、及び職員が助言等により活動支援をする。	生涯学習推進課
子ども会活動の支援	地域を基盤とした異年齢のこどもが活動する子ども会の振興のため、「久留米市子ども会連合会」に財政支援や活動助言等の支援を行う。	生涯学習推進課

（３）子育てと仕事の両立の促進

事業主、労働者、市民に対するワーク・ライフ・バランスや子育てと仕事の両立に関する広報・啓発、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所への支援などを通じて、子育てと仕事の両立促進を図ります。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰（雇用優良事業所表彰事業）	子育て中の人などが安心して働けるように、従業員の仕事と家庭の両立支援を積極的に行っている市内事業所等を表彰し、地域の雇用促進・安定に資するとともに、他の事業所のロールモデルとなるよう情報発信を行う。	労政課
しごと相談カフェ事業	相談員が子育て支援拠点等を巡回し、子育て中の人などに就職やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と就労相談を行うことで、再就職や子育てと仕事の両立を支援する。	労政課
ワーク・ライフ・バランス促進事業	働く人の仕事と家庭の両立支援を図るため、セミナーの開催や、両立支援に関する情報提供などを行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業主を支援するとともに、意識啓発を行う。	労政課

（４）結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化

こども・若者・子育て支援は社会全体で関わることが必要であり、情報発信や環境整備などにより、結婚や出産・子育てについての社会全体の理解や支援の気運醸成を図ります。また、結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発や、支援が必要な人に届くような情報提供に取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための啓発・情報発信	若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかない、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安の解消となるよう、啓発や情報発信に取り組む。	子ども政策課等
子育て支援啓発	ホームページやＳＮＳの活用などにより、結婚を希望する人や子育て中の人などに必要な情報提供や情報冊子の配布を行うとともに、男女共同参画による子育ての促進などの啓発を行う。	子ども政策課等
赤ちゃんの駅登録事業	授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として、登録を推進するとともに、乳幼児がいる保護者へ情報提供を行い、安心して外出できる環境づくりを進める。	子ども政策課